



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<https://www.zeisou.net/>

第 227 号

令和 5 年 6 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



若戸渡船

洞海湾を挟んで向かい合う、戸畑と若松を結ぶ若戸渡船。昭和37年の若戸大橋開通以前は兩岸を結ぶ唯一の交通手段でした。古くは“大渡川渡船”と呼ばれていました。その後、若松・戸畑の共同渡船となった百有余年の歴史ある渡船です。今では通勤や通学で利用する地元住民が多く、地域の足として愛されています。

税相だよりのバックナンバーはHPからいつでもご覧いただけます



● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380	FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431	FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033	FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726	FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538	FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777	FAX 603-4779

令和5年4月 インボイス制度に関する改正について

令和5年4月に消費税法等の一部が改正され、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して所要の見直しが行われました。



○2割特例

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置

○少額特例

少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

○少額な返還インボイスの交付義務免除

1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要

○インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

免税事業者がインボイス発行事業者となる場合等の登録制度の見直し

※上記詳細については税務相談所のHPから閲覧できます。
税務相談所のHPはこちら→



税のミニ知識



日本の税の歴史について～第3回～

経済の発展と新しい税の誕生

～鎌倉・室町時代～

【鎌倉時代】

武士が政治の中心として、税を集めるようになった。経済の発展にともない、座がつくられ、生産や販売を独占する代わりに、**荘園領主に座役**という税を納めた。

【室町時代】

税の中心は**年貢**だったが、産業の発展にともない、**商工業者**も税を納めた。また、関所では**関銭（通行税）**などの新しい税がかけられ、人々はそれらの税を納めた。

太閤検地と石高による課税

～安土・桃山時代～

豊臣秀吉は検地を行い、予想される収穫高を**石高**で表し、耕作者に**年貢**を課した。

検地帳に記された農民は、その田畑を耕作する権利を認められ、その代わりに**年貢**を領主に納めた。



北九州市租税教育推進協議会 編集

「令和4年度 中学校社会科学習資料 私たちのくらしと税金」より作成

会員さんのご紹介～若松区～



愛され続けて75年

若松区二島にある ベーカリーさくらい さん。パンには防腐剤を一切使用しておらず、「安心」「安全」そして美味しいをモットーにパンを作られています。

2022年12月にリニューアルオープン！！

店内はおしゃれでとても可愛い雰囲気。

パンが並ぶショーケースがあり、常時45～50種類のパンがあるそうです。是非、足を運んでみてください～♪

お店の情報はSNSで発信中。ぜひチェックしてみてください！



Instagram



Facebook



ベーカリーさくらい

〒808-0103

福岡県北九州市若松区二島5丁目17

(若松イオンの交差点から二島5丁目の信号機を過ぎて
一つ目の交差点を左折)

定休日：月曜日・火曜日

営業時間 7:30～18:30

パンがなくなり次第、営業終了。



掲載ご希望の会員様を募集中です(無料)。担当者までお声掛けください。

※掲載は申し込み順になります。